

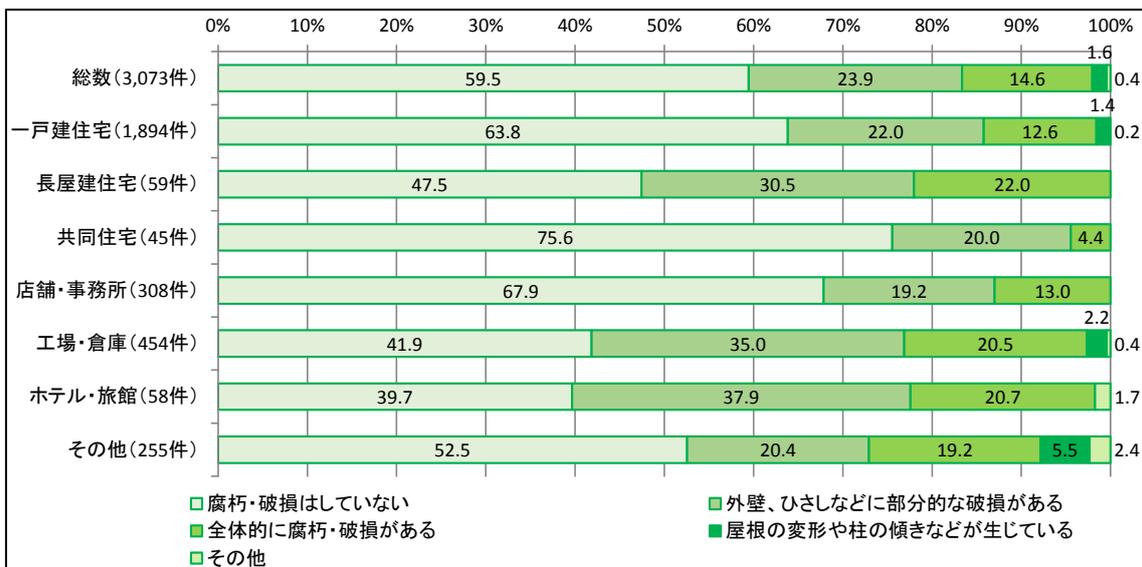
那須塩原市特定空き家等解体費補助の実施について

1. 導入の目的

平成 28 年度に実施した空き家等実態調査の結果、空き家等と判定された建物は、3,073 件であった。そのうち、「全体的に腐朽・破損している」が 14.6%（448 件）、「屋根の変形や柱の傾きが生じている」が 1.6%（50 件）など、老朽化した空き家等が一定数存在していることから、経済的理由により解体に至らない特定空き家等の所有者に対し、補助金を交付することで解体を促し、周辺的生活環境の保全と土地の利活用を図ることを目的とする。

なお、空き家解体費補助は平成 29 年 6 月に策定した「那須塩原市空き家等対策計画」(P34) に位置付けられている事業である。

○平成 28 年度空き家等実態調査結果



2. 補助対象者

- ①那須塩原市内に所在する特定空き家等の所有者であること。
 - ②共有・相続人の場合は、解体することに所有権を有する者全員の同意を得ていること。
- ※同意を得ることが困難な場合に限り、紛争等が生じた場合に、補助対象者の責任にお

いて処理する旨の誓約書でも可とする。

- ③補助対象者が本市の市税に滞納がないこと。
- ④暴力団員でないこと。

3. 補助対象空き家等（全ての要件を満たすこと）

①空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」に認定されていること。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、「空家等」とは、建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

②不動産業者が営利目的で所有している空き家等でないこと。

③所有権以外の権利が設定されていないこと。

※所有権以外の権利が設定されている場合、紛争等が生じた場合に、補助対象者の責任に

おいて処理する旨の誓約書でも可とする。

④公共事業等の補償の対象となっていないこと。

⑤故意に特定空き家等に認定できる状態としたものでないこと。

4. 補助対象事業

①補助対象特定空き家等の全部を解体・撤去する工事。

②市内に所在する業者に請け負わせる工事。

③他の制度での補助金等の交付を受けていない工事であること。

5. 補助金の交付額

解体工事費の2分の1（上限50万円）

ただし、立地適正化計画で定める居住誘導区域内に所在する場合は上限を70万円とする。※千円未満切り捨て

【参考】補助対象特定空き家等 推計 498件

うち立地適正化計画で定める居住誘導区域内 推計 約90件

6. 補助金交付に係る特定空き家等認定方法 次ページ のとおり

7. 施行日 平成30年4月1日